

仕様書番号	R 5 - 1 6
作成年月日	令和 5 年 4 月 2 6 日
作成部隊名	武山駐屯地業務隊管理科

南 7 号隊舎R22冷媒対策工事

工事名称	南 7 号隊舎R22冷媒対策工事
図面名称	表 紙
縮 尺	—
図面番号	1 / 6

共通仕様書

1 総 則

本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地における諸工事について、共通的な必要事項を規定する。

2 適用範囲

本仕様書は、該当工事に関連する事項のみ適用する。

3 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、官側の指示により行う。この場合、請負金額の増減または工期の延長はしない。また、施工に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け受注者の責任において実施する。

4 工事材料

- (1) 工事材料はすべて新品とし、本仕様書に記載された製品又は同等品以上とする。
- (2) 材料は官側の検査を受け、合格したものを使用する。
- (3) 材料は日本工業規格(JIS)等を標準とし、これらの規格のないものについては官側の指示を受ける。
- (4) 材料置場等は、官側の指示した場所とする。

5 施工の検査

工事は、あらかじめ官側の指定した工程に達したときに検査を受け、合格後、次の工程に移る。

6 工事立会

- (1) 工事完成後、外部から目視できなくなる箇所は、官側に立会の有無を確認の上、施工する。
- (2) 仕上げの色合等は、あらかじめ見本を官側へ提出し、承諾を得る。

7 水道、電気料の使用

工事に必要とする電気、水は、受注者側が負担する。

8 後片付け

工事終了に際しては、工事現場の後片付け及び、清掃を実施する。

9 発生材の処置

金属類については、発生材調書とともに監督官の指示を受け指定された場所に、整理のうえ引き渡す。それ以外の物については、関係法令等に従い適切に処理し、マニフェストE票の写しを監督官に提出する。

10 完了検査

受注者は、本仕様書の工事を完了した場合は、速やかに官側の完了検査を受けるものとする。なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。その際、手直しに関する契約工期の延長はしない。

11 物品等の返納

貸与された設計図書等は、すべて完成検査合格後、官側に返納する。

12 工事現場の管理

- (1) 工事現場への工事人、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災、盗難、及びその他事故防止については、受注者の責任でこれを管理する。
- (2) 工事現場は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努める。
- (3) 工事現場及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

工事名称	南7号隊舎R22冷媒対策工事		
図面名称	共通仕様書 1		
縮 尺	—	図面番号	2 / 6

13 安全管理

- (1) 工事人は、安全管理に万全を期する。
- (2) 工事場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努める。
- (3) 現場代理人は、常駐とする。

14 提出書類

受注者は、契約後、速やかに官側の指示する書式に基づき必要書類を提出する。

- (1) 現場代理人通知書
- (2) 着工届
- (3) 予定工程表
- (4) 工事日誌
- (5) 打合せ簿
- (6) 工事材料搬入報告書
- (7) 完成通知書
- (8) 発生材調書
- (9) 施工体制台帳及び施工体系図
- (10) その他官側が指示したもの

15 工事写真

受注者は、官側の指示に従い、工事材料、工事前・中・後、工事隠ぺいとなる箇所、主要な工事段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真1部を工程順に工事写真帳（A4版）に整理し、官側に提出する。なお、工事材料は、搬入の都度、本工事に係る全数量・規格が分かるように撮影すること。

16 疑義

仕様書、設計図書等に明記なき事項又は、その内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の工事を一時中断し、官側の指示を受けた後、再開する。

工事名称	南7号隊舎R22冷媒対策工事		
図面名称	共通仕様書2		
縮尺	—	図面番号	3 / 6

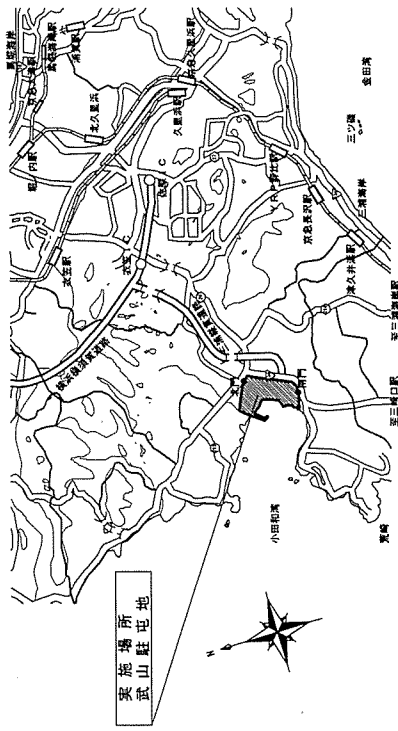
特記仕様書

- 1 工事件名 南7号隊舎R22冷媒対策工事
- 2 工事場所 神奈川県横須賀市御幸浜1-1 陸上自衛隊武山駐屯地
- 3 工事概要 空調機更新 屋外機3台、屋内機12台
- 4 共通仕様
- (1) 適用基準
- 本工事は、特記仕様及び図面によるほか、以下の基準、その他関係諸法令及び地方条例等に基づき施工する。
- 国土交通省大臣官庁営繕部監修
- ア 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編、電気設備工事、機械設備工事編) (最新版)
- イ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編、電気設備工事、機械設備工事編) (最新版)
- ウ 公共建築設備工事標準図 (建築工事編、電気設備工事、機械設備工事編) (最新版)
- (2) 本工事に使用する材料等は、全て新品とし、本仕様書に記載された製品または同等品以上とする。

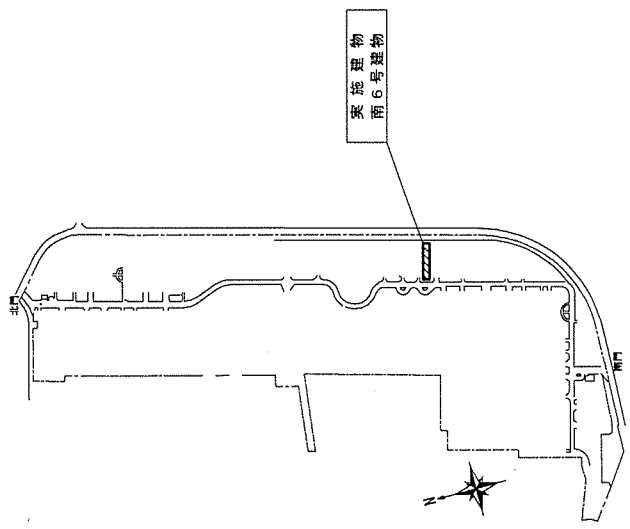
5 特記仕様

章	項目	特記事項	項目	項目	特記事項
1	養生	室内については、作業範囲をビニールシート等で養生する。	6	空調機据付・撤去	室外機の撤去及び設置については、ラフタークレーン等を使用し安全に作業を行う。
2	足場	脚立足場 (h=1.8m程度)	7	冷媒管真空引き	室内機及び室外機据付後冷媒管真空引きを行ったのち冷媒を充てんする。
2	空調機器 (既設)	※右記載事項は、設計図書の内容であるため、現地と相違がある場合がある。確実に現地調査を行い工事を計画すること	8	試運転・調整	据付完了後、監督官立金いのもと試運転を実施し、試運転結果報告書を監督官へ提出する。その際、不具合が生じた場合は正常に稼動するように調整する。
2	空調機器 (新設)		1	施工	電源配線、連絡線は既設再使用とする。
3	配管類	既設冷媒管、既設ドレン管、既設配線については再利用とし、新設空調機と既設配管の接続に係わる配管及び保温、継手類は請負者が用意する。	2	資格	本電気工作物に係る工事を実施する者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とし、その資格免許の写しを監督官に提出するものとする。
4	屋外機架台	既設コンクリート架台を再利用する。その際、固定ボルトの加工は請負者が行うものとする。	3	試験	配線完了後、電源接続に先立ち電気主任技術者立金いのもと絶縁抵抗試験を実施し承諾を得るとともに、その試験成績書を作成し監督官に提出する。
5	冷媒の処理	「フロン類の使用の合法化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)に基づき、適正に回収・処分を行うものとし、その証明書の写しを監督官に提出する。	4	竣工検査	工事完了後、検査官の検査を受け、提出書類の合格をもって、工事竣工(完了)とする。
			5	施設への損傷等	工事範囲外の施設等に損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告するとともに請負者の責任(負担)において原状復帰するものとする。

工事名称	南7号隊舎R22冷媒対策工事
図面名称	特記仕様書
縮尺	-
図面番号	4/6



案内図 S=1:X



案内図 S=1:X

工事名称	南7号隧舎R22冷媒対策工事
図面名称	案内図・武山駐屯地配置図
縮尺	—
図面番号	5 / 6

